

上田市多文化共生のまちづくり推進指針（抜粋）

～とともに生きる社会をめざして～

2007年(平成19年)4月

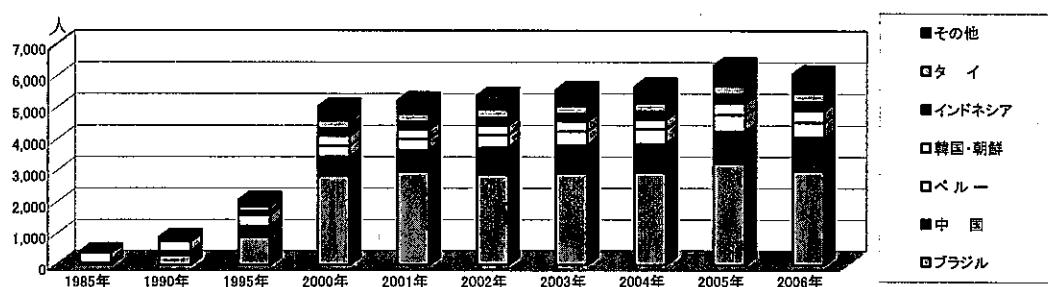
上田市外国籍市民支援会議

III 上田市の外国人登録者の状況

上田市の外国人登録者数は、1993年（平成5年）と1999年（平成11年）に一時的に減少し、その後増加していましたが、2006年（平成18年）には減少しました。^(注6)

2006年12月末の登録者数は、48カ国6,093人で、国籍別ではブラジル人が最も多く、次に中国人、ペルー人、韓国・朝鮮人、インドネシア人と続いています。南米系の国籍を持つ登録者は60%を越えています。^(注7)

外国人登録者数の推移(1985-2006)



上田市外国人登録者数推移(1985年～2006年)各年12月末 単位:人

国籍\年	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2006 %
ブラジル	0	306	902	2,849	2,994	2,885	2,939	2,961	3,249	3,023	49.6%
中 国	72	94	268	610	682	856	883	899	1,019	1,054	17.3%
ペ ル ー	0	35	78	340	353	397	441	465	514	480	7.9%
韓国・朝鮮	320	320	349	321	296	311	316	307	364	358	5.9%
インドネシア	1	0	128	236	236	244	252	266	304	295	4.8%
タ イ	2	36	155	244	256	252	238	251	246	261	4.3%
その他	37	97	194	446	425	447	503	536	647	622	10.2%
合計	432	888	2,074	5,046	5,242	5,392	5,572	5,685	6,343	6,093	100%

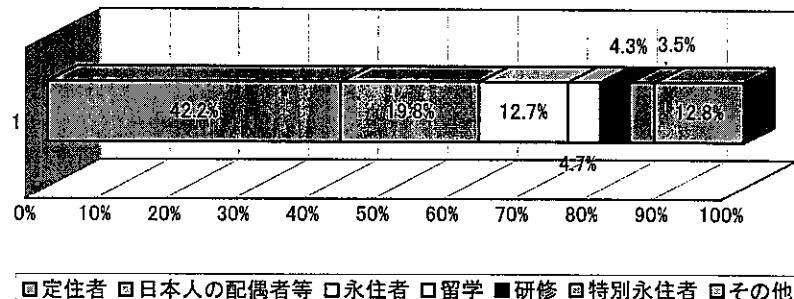
注：1985,1990,1995 年の国籍別人数は、旧町村の信頼できるデータがないため合計を除いて参考数字とする。

(注6) 2005年以前は旧市町村の登録者数を合計した。(上田市は2006年3月、旧上田市、丸子町、真田町、武石村と合併)

(注7) 2005年12月末の長野県の外国人登録者数は約4万3千人、全国15番目。外国人登録者数に占めるブラジル人の割合では第4位(静岡県52.0%、滋賀県46.2%、三重県43.5%、長野県39.6%)

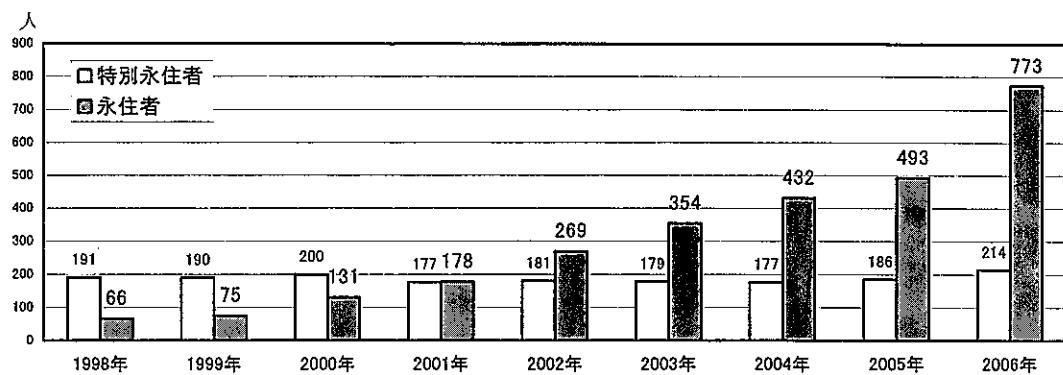
在留資格では、日本での就労活動に制限のない、定住者、日本人の配偶者等、永住者、特別永住者、永住者の配偶者等が、登録者数の 78.6%を占めています。(定住者 42.2%、日本人の配偶者等 19.8%、永住者 12.7%、特別永住者 3.5%、永住者の配偶者等 0.4%)

在留資格別外国人登録者数(2006年12月末)



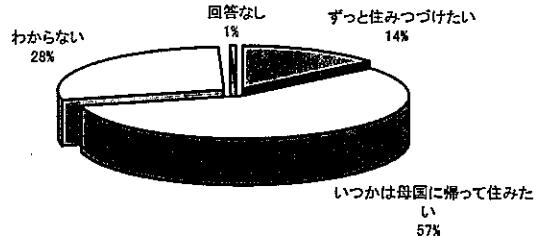
永住者の在留資格を取得する登録者が 2000 年頃から増加しており、定住化を示す一つの指標となります。また、2006 年に急増しているのは、今後永住資格取得の条件等が厳しくなるとの憶測もあり取得しようとする人が増加したと考えられます。

永住者・特別永住者の推移



「上田市の多文化共生に関する調査」(以下「調査」とする)結果から、日本に「ずっと住み続けたい」と答えたのが約 14%、「いつかは母国に帰って住みたい」が約 57%、「わからない」が約 28%でした。8 割近くが定住していると推測できますが、日本に永住を希望しているのはわずかです。そのため、子どもの教育に消極的な親がいたり、日本人との交流があまり進まない要因の一つとも言えます。

日本での今後の居住予定



(2) 日本語の習得

現状と課題

ボランティア団体が行っている「親と子の日本語教室」では、日によって学習者の数にはばらつきがあり、多い日には指導者の確保ができないこともあります。また、「集中日本語教室 虹のかけはし」(後述) 等へのサポートも行っていますが、会員が少なく一人に対する負担が大きいため、会員の確保が課題となっています。

ボランティアによる日本語教室は他に、「みのりの会」、「ひまわりの会」、「にほんごくらぶさくら」、「上小日本語講座」、「ゆうあいまるこ」があります。いずれも日本語ボランティアの不足が課題となっています。日本語教室の間でボランティアを融通しあうようなネットワークを作ることも一つの方法です。また、これらのボランティア組織が活動の拠点とすることのできる広さを持つ「多文化共生センター」の設置が必要となっています。

また、上田市には外国籍市民等に関するNPO法人等がありません。そのため、総合的に外国籍市民等に関わる事業を行う民間団体の設立が必要とされています。

日本語教室についてはボランティアが開催する教室のみですが、「調査」でも日本語学習の必要性を約84%の人が感じており、行政が公民館など参加しやすい場所で継続的に行う日本語教室の開催も必要です。(参考資料25^{注11}: グラフ1)

取組みの方向性

● 日本語の習得

- ①生活習慣も含めた日本語学習機会の拡大、日本語教室の充実、ネットワーク化の推進。
- ②日本語ボランティアの充実およびボランティア育成のための講座等の開催。

2 生活に関わる支援

(1) 教育

現状と課題

2006年5月の学校基本調査^(注11)によると、公立小中学校には251人の外国籍児童生徒が在籍しています。外国人学校は、ブラジル人学校が市内に1校、隣接する東御市に1校あり、上田市の子どもたち約100人が在籍しています。同月の就学年齢にある登録者数は417人であることから、およそ60数名が、転居又は再入国許可を受け帰国しているか不就学^(注12)であると推測されます。

(注11) 文部科学省が、学校に関する学校教育行政上の基礎資料を得るために毎年5月に実施する調査。

(注12) 就学年齢にあるのに、公立小中学校にも外国人学校にも在籍していない状態のこと。

外国籍の就学年齢の子どもたちは日本の義務教育の対象とはされていません。そのため、公立の小中学校においては日本語教室も含めた受け入れ体制が十分であるとは言えません。また、経済的な理由や親の都合、子ども本人の事情等による不就学の子どもたちが存在します。しかし、不就学が判明した子どもの就学を実現するには親の教育に対する考え方も重要です。不就学の子どもの数が正確に把握されていないことから、教育委員会としては、不就学の実態の把握が課題となっています。

公立の小中学校に通っている外国籍の子どもたちのうち、約半数は日本語指導が必要とされています。そのため、外国籍等指導が必要な児童生徒のために加配された教員が 8 校、長野県独自の外国籍児童生徒支援員が 5 校に配置されています。また、市の単独事業として、指導員 8 人が 14 校を受け持っています。

しかし、公立の小中学校に通っていても、日本の学校のきまりや習慣に適応できない、或いはその他の理由により学校に馴染めず不登校となる子どもも増えてています。日本語や日本の文化・習慣をまったく理解していない外国籍児童生徒が、公立の小中学校に入学することは本人にも学校にとっても大変なことです。そのため、来日直後等の子どもたちの初期指導教室として、集中的に日本語や日本の学校の習慣等を習得するための、「集中日本語教室 虹のかけはし」を県の協力により 2006 年 8 月から東小学校に開設しました。2~5 カ国、20 人前後の子どもたちがこの教室で学び、順次修了し自分の住所地の学校に巣立っています。

加配教員が配置されている外国籍児童生徒が比較的多い学校では、外国籍児童生徒のための日本語教室が開設されています。「調査」においても外国籍児童生徒のための指導体制の充実が望まれています。また、保護者の家庭でのサポートも重要との意見が多い中で、家庭での会話は約 56%が母語のみとの「調査」結果を見ても、家庭での日本語の指導や日本の教材を使った学習指導は難しい状況にあります。(25 ページ : グラフ 2,3 26 ページ : グラフ 4)

また、公立小中学校に通う子どもたちの約 33%が日本生まれであることから、家庭で母語しか使わない場合、成人しても日本語も母語も完全でなく、どちらの国にいることになっても生活や就職に困難が伴うでしょう。(26 ページ : グラフ 5)

外国人学校については、学校教育法による教育機関または教育施設に当てはならないことから、私立学校と同等の助成措置を受けることができません。そのため、補助金や税制上の控除なども受けられず、学費が高額で親の負担が重くなっています。

小学生より下の年齢の外国籍の子どもたちはおよそ 400 人ほどで、保育園に関しては、公立私立の保育園に在園している外国籍の園児数は、2006 年 10 月現在 101 人(公立 27 人、私立 74 人)で、国籍は、ブラジル、中国の順で 10 カ国となっています。101 人のうち、24 人が日本語に不自由を感じています。幼稚園に在籍している外国籍の園児数は、13 人で、国籍はブラジル、中国など 5 カ国です。日本語に不自由を感じている園児数は 5 人です。保育園、幼稚園共に保護者とのコミュニケーションがとりにくい場合もあり、課題となっています。

また、ブラジル人を中心に保育や託児を行っている施設や個人にも相当数預けられているようですが詳細は不明です。

取組みの方向性

● 教育

①入学前の就学案内

i 公立小中学校に入学する前の児童に対する、入学手続きや学校生活等についてのオリエンテーション、学校制度の周知。

②日本語の学習支援

i 来日直後等の外国籍児童に日本語の習得を中心に日本の学校の生活習慣等について学ぶ集中日本語教室の増設と、運営体制の整備。

ii 日常会話はできても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている外国籍の児童生徒に対する支援カリキュラムの検討。

③指導体制の充実

i バイリンガル教員や日本語指導教員の増員と人材育成。

ii 高校における外国籍生徒の支援体制の整備。

④学校における多文化共生教育

i 公立小中学校と外国人学校との交流の促進。

ii 多文化共生に関する学習の実施。

iii 管理職も含めた多文化理解のための研修の実施。

⑤家庭へのサポート

i 保護者の教育に対する意識の啓発と、学校の制度の理解を進めるため、情報提供と相談窓口の充実。

ii 保護者が学校の行事等に参加しやすい環境づくり。

⑥不就学児童生徒等への支援

i 不就学の外国籍児童生徒の把握と就学の指導。

ii 義務教育年齢を過ぎた外国籍の子どもの支援の検討。

⑦進学・就職支援

i 進学や就職の情報に関する説明会の実施。

ii 進学や就職を希望する子どもたちに関する支援体制の整備。

⑧保育園・幼稚園への支援

i 保育園や幼稚園の入園の手続きや制度等に関する情報提供。言語・習慣面での配慮を行いながら、保育及び教育を行う体制の整備。

⑨経済面の支援

i 外国人学校、留学生等を経済的に支援するしくみの構築。

(2) 雇用・労働

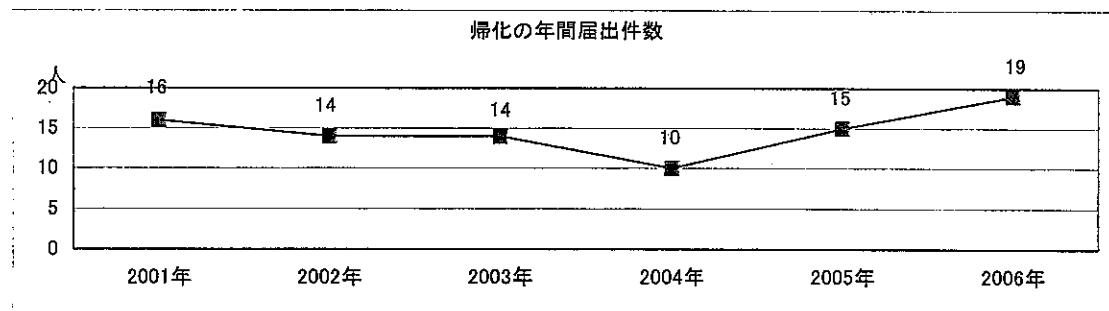
現状と課題

労働基準監督署は長野労働局と連携し、主にポルトガル語の通訳を介した労働相談を実施しています。また、外国人であるなしに関わらず労働基準法等関係法に抵触した場合の行政指導や労災補償を行っています。外国人の労働相談では契約の不明確による労使のトラブル

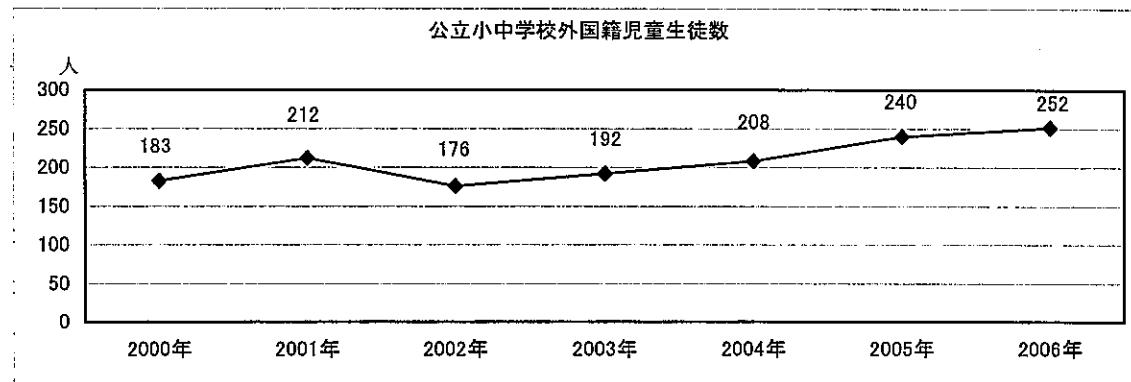
5 在留資格別外国人登録者数（2006年12月末）

在留資格	人数	割合%	全国割合%	在留資格の内容または具体例
定住者	2,574	42.2	13.2	日系3世、外国人配偶者の実子等
日本人の配偶者等	1,209	19.8	12.9	日本人の子として出生した者、日本人の配偶者等
永住者	773	12.7	17.4	永住許可を受けた者
留学	284	4.7	6.4	大学・短大等の学生
研修	260	4.3	2.7	(技術、技能又は知識の習得を目的とする)研修生
特別永住者	214	3.5	22.5	平和条約による日本国籍離脱者及びその子孫
特定活動	167	2.7	4.3	研修後の技能実習生、ワーキングホリデー等
家族滞在	125	2.1	4.3	就労外国人等が扶養する配偶者・子
就学	83	1.4	1.4	高校、日本語学校等の生徒
人文知識・国際業務	65	1.1	2.7	通訳、企業の語学教師等
短期滞在	57	0.9	3.4	観光、親族・知人訪問等
技術	49	0.8	1.4	土木建築、機会等の設計者、IT関連技術者等
その他	233	3.8	7.4	在留の資格なし、技能、教育等
合計	6,093	100.0	100.0	

6 帰化届出者数推移



7 公立小中学校における外国籍児童生徒の推移



8 公立小中学校における国籍別児童生徒数（2006年5月）

